

電力需給契約書(案)

1 施設名称及び契約単価

施設名称	所在地	電力種別	基本料金単価(円)	電力量料金単価(円)	
				夏季	その他季
				夏季	
				その他季	
				夏季	
				その他季	
				夏季	
				その他季	

2 契約期間 令和6年6月1日0時00分 から 令和7年5月31日24時00分 まで

3 契約保証金 免除

上記の物件供給について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって物件供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

逗子市長 桐ヶ谷 覚 [印]

受注者

⑧

(契約の目的)

第1条 受注者は、発注者の管理する施設で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(需要場所、契約種別、契約金額)

第2条 契約金額等は上記のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含むものとする。

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と協議の上、別途定めるところにより価格を改定できる。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日号外法律第108号）に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という）は、受注者が定める電気需給約款[高圧]による。

(契約の解除)

第3条 発注者は受注者に対し、以下の数式によって算出される金額に加え、受注者が本契約履行及び解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費を支払うことにより、本契約期間満了前に本契約を解約することができる。

{契約電力×1月あたりの基本料金×有効期間の残存期間} + {契約開始日より解約通知日までの1日あたりの平均電力使用量×電力量料金の夏季料金×有効期間の残存日数}

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、物品の一部又は全部を第三者に供給させ、又はこの契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(使用電力量の増減)

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(接続供給契約等により生ずる債務の負担)

第6条 受注者が当該地域を管轄する一般送配電事業者と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く）は、受注者が負担するものとする。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を発注者及び受注者協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

(計量)

第8条 計量日は一般送配電事業者が定める日とし、受注者は一般送配電事業者から受領した検針の結果を、原則として電磁的方式により発注者へ通知し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の支払い及び遅延利息)

第10条 受注者は、契約電力に第2条に定める基本料金単価を乗じ力率割引または割増して得た金額、当該月における使用電力量に第2条に定める電力量料金単価を乗じて得た金額、当該月における使用電力量に電気需給約款[高圧]に定める燃料費調整額を乗じて得た金額、第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金(当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする)を合計した金額を、1月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という)に支払うものとする。なお、請求金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。消費税については、消費税法の改正により税率に変更があった場合は、変更後の税率に従って消費税等の算定をするものとする。

2 発注者は前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、消費税額及び地方消費税額を除く当該未払金額に対し、年2.5パーセントを乗じて計算した金額を受注者に支払うものとする。なお、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(秘密の保持)

第11条 発注者及び受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

(発注者の契約解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込がないと発注者が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (3) 第4条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人その他の使用人が逗子市財務規則(平成3年逗子市規則第6号)又は本契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、契約保証金があるときは、契約保証金は発注者に帰属するものとし、保証金がない場合において発注者が損害を受

けたときは、受注者は、その損害を補償しなければならない。

(受注者の契約解除権)

第 13 条 受注者は、次の各号に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 一般送配電事業者が所有する電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずる恐れがあり送電休止となった場合。
- (2) 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他工事上やむをえない場合。
- (3) 天災地変等不可抗力による場合。
- (4) 発注者の電気工作物に支障が生じ、受注者が送電に適しないと認めたとき。
- (5) 発注者が料金の支払期日を経過しても支払いをしない場合で、受注者からの 5 日前の予告にもかかわらず、なおも支払いを行わない場合。
- (6) 発注者が託送供給約款の需要者としての遵守事項に違反した場合。
- (7) 発注者の責めに帰すべき事由によるとき。
- (8) その他電気の供給上または保安上必要がある場合。

2 前項(4)から(7)によって受注者が電気の供給を停止した場合でも、発注者は第 2 条に基づく所定の料金を受注者に対し支払うものとする。

(損害賠償の免責)

第 14 条 前条により本契約を受注者が解約した場合のほか、第 3 条により本契約が終了した場合、受注者は発注者の被った損害について一切その責を負わない。

2 前項のほか、受注者の責めに帰さない事由により事故が生じた場合、受注者は発注者の被った損害について一切その責を負わない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第 15 条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあつては、その者が逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に定める暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）と認められたとき又は受注者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあつては、当該法人等が条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県条例」という。）第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が県条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と

認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合には、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第17条 この契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除する。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できるものとする。この場合における補償額は発注者及び受注者が協議して定める。

(協 議)

第18条 本契約に明示されていない事項又は本契約について疑義が生じたときは、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

(合意管轄)

第19条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする裁判所とする。